



©とんとん工房

CONTENTS

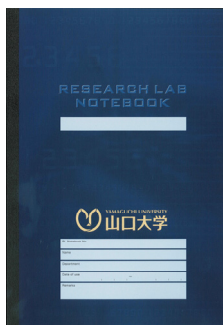
山口大学へのメッセージ	1
発明と「私」	1
新着情報	1
知的財産本部 スケジュール	2
学内講義 知的財産権論最終レポート	2
知財英語ミニ講座	2
特許セミナー 研究者・学生にお届けしたい ホットな最新技術情報セミナー	3
400字で斬る！知財豆知識	3
MUSIC CAFE	4
待望の研究ノートが遂に完成！	4

新着情報

研究者待望の使い易い
研究ノートが遂に完成！

この度、山口大学は、これまで研究ノートを使って頂いた方々からの様々のご意見を基にして、山口大学知的財産本部、地域共同研究開発センター、ベンチャービジネスラボラトリーの研究者と、事務機器のトップメーカーであるコクヨの技術陣とが総力を挙げて、使う側の身になった、きわめて使い勝手の良い研究ノート (RESEARCH LAB NOTEBOOK) を共同で開発し、販売することになりました。

詳細は、【P4】をご参照下さい。



山口大学と事務機器メーカーとで
共同開発した研究ノート

山口大学へのメッセージ

—山口と雖も、誓って神国(日本)及び世界の幹とならん—

—松下ろう村と雖も、誓って神国の幹とならん—
尊敬する吉田松陰先生が松下村塾で掲げられたお言葉。萩開府400年にあたる昨年初めて萩・松下村塾を訪れ、幕末維新の原動力となった塾関係者一同の志を強く感じる言葉として、私には強烈な印象が残り、その志を強く感じ入りました。



この印象は、私が昨年初めて山口大学を訪れ、大学関係者各位及び学生の皆様に接した時に感じた印象と同じ。知財関係各位の情熱と一致団結した行動、各部の先生方の熱意と心躍るが如くのご研究の数々、学生からの発想豊かな多数の発言。山口大学の皆様の素晴らしい能力、情熱及び団結力を強く感じ、この皆様方と一緒に切磋琢磨していただけますことに本当に心より感謝している次第です。

—山口と雖も、誓って神国(日本)及び世界の幹とならん— この言葉を胸に、山口大学の皆様と共に精一杯尽力して参りたいと存じます。何卒宜しくお願い申し上げます。

(文：特許庁 特許審査第三部 生命工学 審査官、山口大学客員教授 齊藤 真由美)

発明と「私」

新聞の余録に、ギリシャ神のヘルメス (Hermés) に例えたITビジネスの若き旗手の記事があった¹⁾。

ヘルメスは、幸福と富裕の神であり、智略に富み、商業や交通、情報通信、雄弁や競争の守護神である。一方、盗みや賭博などの神でもある。

ヘルメスが、知と芸術の神アポロンから盗みを働いた時に、怒るアポロンを豎琴の美しい音色で魅惑して罪を許してもらった。

やがてヘルメスは、アポロンと仲良くなり、音楽や文字の発明神としても名を残した。人々は、アポロンとヘルメスの庇護を受けて知と芸術の財産を生み、多くの発明をして富裕となった。

発明は、「発見し、はぐくみ、かたちにする」ことによって生まれるもので、決して偶然の所産ではない。発明には、情熱と人の出会いに加えて「場」が大切である。

私達の「ヒトプロテオミクスのためのチップ技術」の発明にも大学が「場」として大きな役割を果たしている。

今後、大学で生み出される知と芸術の財産の保護は重要な課題である。¹⁾ 毎日新聞 2005年2月10日 朝刊

(文：山口大学医学部 分子感知医科学 教授 中村 和行)





【2月と3月の主な出来事】

- ・2/2 山口経済研究所講演 (ホテルサンルート徳山)
- ・2/14 経産省委員会 (経産省)
- ・2/25 第3回中四国知財戦略会議 (徳島大学)
- ・3/3 第1回特許マップ講習会 (VBL3階セミナー室)
- ・3/11 知的財産セミナー (常盤、吉田キャンパス、東京リエゾンオフィス)
- ・3/14 学内知財、契約教育 (VBL3階セミナー室)
- ・3/17 第1回西日本知財大学間連絡会議 (VBL3階セミナー室)
- ・3/22 理学系・農学系特許講演会 (吉田キャンパス)
- ・3/23 農学系・理学系特許等相談会 (吉田キャンパス)
- ・3/23 文科省講演 (文科省)
- ・3/30 第2回特許マップ講習会 (常盤、吉田、小串キャンパス)

【4月と5月の主な予定】

- ・4/11 医学部講義 (小串キャンパス)
- ・4/18 発明の日式典 (東京・赤坂プリンスホテル)
- ・4/19 知財本部運営委員会 (3キャンパスのテレビ会議室)
- ・5/12 九州産総研セミナー (山口市KKRあさくら)
- ・5/14 常盤工業会セミナー (常盤工業会館)
- ・5/26 新入職員向け学内研修 (山口県セミナーパーク)
- ・5/28 知財学会 (東京理科大学)



(文：佐田 洋一郎、加納 好昭)

学内講義 知的財産権論 最終レポート



講義風景

学内講義「知的財産権論」が好評のうちに終了致しました。

平成16年10月6日から平成17年1月19日まで（毎週水曜日の夕方）計12回、工学部の3・4年生を対象に、知的財産権に関する講義が行われました。6名の講師の先生（知財本部、工学部、内閣官房、特許庁、経産省の各先生）が熱心に講義をされ、受講者は知的財産権に関する事柄について、十分に学習することができました。以前、本レター第4号・5号でもご紹介致しましたが、今号では、全体の総括報告として、全講義を受講された気鋭のお二方に全体の感想を頂きました。

◆ 工学部 応用化学工学科 3年 村田 祥吾

講義の前半は、主に特許権に関してで、基本的なことから「特許になる条件」や「特許にならないもの」まで実例を挙げて教えて頂いたのが簡単に理解することが出来ました。また、実際に経済産業省の先生から「今の日本の知的財産権の現状」や「今後の展望」に関してナマの声が聞け、非常に参考になりました。

後半では、少人数でのグループディスカッションで、ある特許に関してその特許から新しい応用分野を自由に考えてみるといったもので、非常に充実した内容でした。

全体を通して、この講義は、今後私が何か発明したときに、まず何をすべきかを教えてくれる非常に有益なものでした。

◆ 工学部 応用化学工学科 3年 鷲見 裕志

知的財産権は、これから研究を行っていく上で、常に念頭に考えなければならないことであることや、世間ではまだまだ認知度が低いが、どんどん浸透し、発展して行く分野であることを今回の講義全体を通して学びました。そして、各先生から、幅広い視野から知的財産権を見ることで権利を活かすことが出来、また権利を取らせないことが出来るという観点が重要であるということを知りました。そこで、自分が研究していることで、発明をして、是非とも特許を取ってみたいと思いました。



経産省 佐藤課長補佐



佐田教授



奥ディレクター



鷲見さん（左）村田さん（右）

知財英語ミニ講座



Grace Period (猶予期間)

グレース・ケリーの存命期間のことではありません。

手続きをするべき期限が来た後でも、なお法的に手続きを認める例外的猶予期間のことです。

アメリカでは先発明主義（先に出願した人ではなく、先に発明した人に特許が与えられる）ですから、発明した人は、刊行物等に発表したり、商品として（試験）販売して売れ行きを見たりします。

その後、1年以内であれば、特許出願が可能とされています。

この制度を利用し、日本出願をした人が、公開された後、あわててアメリカに出願するケースが時々あります。ところが、米国出願の1年以上前に自分が発表していることがあり、「しまった！30条を適用して日本に出していたことを忘れていた！」といっても後の祭です。Watch your Zama.

(文：奥 登志生)



特許セミナー

研究者・学生にお届けしたいホットな最新技術情報セミナー

昨年12月15日、特許庁審査官（9名）が、初めて山口大学に来られ、大学の発明を審査（特許庁面接審査）して頂きました。翌12月16日には、ご厚意で、最新技術情報セミナーをして頂き、小林昭寛審査長の基調講演の後、審査官がそれぞれ担当しておられる技術分野の最新情報（医療・診断、IT、光集積回路等）をご紹介頂き、技術の動向、代表的な特許、今後注目すべき特許、併せて特許情報の読み方等を詳しく解説して頂きました。

（文：加納 好昭）

● セミナーを受けられたお二方に、受講の感想をいただきました。

◆ 工学部 社会建設工学科 4年 井上 佳子

新規性・進歩性が発明の条件としていかに重要であるかが、審査官の話聞くことでより印象に残りました。特に私は専攻する学科が土木関係であるので建設IT技術と特許の話には興味がありました。この分野の特許出願が近年急増している理由として、業界を取り巻く環境の変化や政策的要因など挙げられていることを改めて知ることができました。この他にもこれまで大学では教育と研究が主であり、今後は大学においても社会貢献をすることが大きく期待されていることに対して、それに十分応えられるように努力すべきだと思いました。特許庁の審査官の話聞く機会などめったにないので、とても貴重な経験となりました。

◆ 理工学研究科 社会建設工学専攻 M2 小林 央宜

基調講演「特許庁から大学に期待するもの」を聴き、海外では大学と企業との連携体制が整っており、大学の特許出願が非常に多いということであり、日本もTL0や大学の知的財産本部等の活動が今後さらに活発にならなければいけないと感じました。その他にも医療・建設・光集積回路の異なる分野の最新技術動向の紹介があり非常に興味深いお話を聞くことができました。夕方からは審査官の方との交流会に参加することができ、普段はお話をする機会がない方々と情報交換ができ、非常に有意義な時間でした。

◆ SPECIAL INTERVIEW ◆ 今回の来訪頂きました審査官の方のうち、お二方に、インタビューさせて頂きました。

★ 愛読されている本があれば教えてください。

有名人や成功者の自叙伝を折に触れ読んでおります。最近では、クリントン元大統領、ヒラリー議員、GEの元CEOジャック・ウェルチ等々でしょうか。自分で自分を語る故の制約や偏りはあるものの、近い過去になされた意志決定の過程や背景が書かれており、大変興味深いです。



★ 今回来られて、山口大学に対する感想は？

先生方の研究に対する真摯なご姿勢、そして、知財本部／TL0のみなさまの、研究結果を社会へ還元し役立てようとするご熱意に、大変感銘を受けました。今後とも二つの機能が車の両輪となるよう、皆様のご活躍をお祈り致します。

（文：特許庁 特許審査第一部 材料分析 審査官 加々美 一恵）

★ 特許庁で仕事されていて簡単な感想は？

まだ仕事を始めて1年足らずということもあるかもしれませんが、日々新鮮で、楽しく仕事をしています。「容易に想到し得た等々」の堅苦しいお役所言葉を駆使するイメージとは裏腹に、中にいる審査官の方々は個性的で楽しい方が多いというのが、入庁1年目の感想です。



★ 今回来られて、山口大学に対する感想は？

知財本部やTL0の方々熱心なのはもちろんですが、発明者である先生や学生の方々も、本当に熱心に知財に取り組んでおられるのに驚きました。卒論テーマの公募など、山口大学ならではの素晴らしいアイデアもあり、産学公の連携のあり方等私自身も考える良い契機となりました。

（文：特許庁 特許審査第一部 材料分析審査官補 白形 由美子）

特許セミナー



特許庁審査官記念撮影



特許庁面接審査



400字で斬る！知財豆知識



★「特許を受けることができる者」

特許を受ける権利を有する者は、発明者、すなわち「従来の技術からの飛躍」や「今までに誰も考えつかなかったような新しい着想」に直接寄与した人です。逆にその飛躍や着想に直接関係しない者、例えば具体的な着想を示さず単に通常のテーマを与えた者又は発明の過程において単に一般的な助言・指導を与えた者（単なる管理者）、研究者の指示に従い単にデータをまとめた者又は実験を行った者（単なる補助者）、発明者に資金を提供したり、設備利用の便宜を与えることにより発明の完成を援助した者又は委託した者（単なる後援者・委託者）等は、発明者ではありません。発明が共同でなされたときは、共同者全員が発明者となり、特許を受ける権利も共同発明者の全員にあります。従って、この場合そのうちの一部の者のみが勝手に出願した場合は、特許を受けることはできません（特38条、49条2号）。また、特許を受ける権利は、契約又は相続その他の一般承継により移転することができ（特33条1項）、外国人も一定条件のもとで日本国民と同様に特許を受ける権利を有します（特25条）。（文：山口TL0 李 鎔璟）



出会いは突然・・・

これまでの人生の中で、直接、間接にどのくらいの出会いがあったことだろう。数え切れないほどのその中で、今も鮮明に記憶に残っているシーンがいくつかあります。その一つは、1999年2月11日の夜の事です。それは、「フジコ～あるピアニストの軌跡～」というドキュメント番組でした。画面からは、何となく物憂げで、投げやりのようで、それでも心に響くような声が聞こえておりました、私は耳を侍て、テレビジョンの画面に釘付けになっていました。

そして響いてきた「ラ・カンパネラ」の演奏！！ 私は思わず正座して聴き入りました。今まで聴いてきた演奏とどこか違う演奏に、胸が痛くなるような感を抱いたものです。今でも昨日のこのように鮮明に思い出されます。

そして、最近の出会いの一つ。先日、京都の観光バスでの一コマです。臨席の70代と思しきご婦人と話すうち、ご主人が京都大学の学生で・・・と言われ、びっくりさせられたことを思い出します。会社を定年後、農学部に入學され、環境問題に取り組んでおられる由、ご本人は名古屋から来られ、翌日は合流され旅行を続けられるとのことでした。実は、私は前日農学部を訪問してきたところでしたので、思わぬ出会いに話が弾みました。彼女の立ち居振る舞いととも、心に残っていくであろう出会いとなりました。

それにしても、これまでの永きに亘る勤めの中で、様々な出会いがありました。その時々のお出いを大切に、とやってきたつもりです。ここ2年ほどは、仕事を通じて、知的財産本部、山口ティール・エル・オー、知的クラスターセンター、共同研究、受託研究先の財団、企業の方々等々、新たな沢山の出会いがありました。あらためて、こういう仕事の一端に携わることができましたことを感謝いたしておる毎日です。

現在、科学技術をめぐっては、国際的な「知」の大競争時代に入っているとされており、大学の研究成果を知的財産権として活用し、山口大学の発展のために生かしていけること。それが、ひいては山口大学の地域貢献、社会貢献として認められ、社会における地位を、より確固たるものにするに繋がるのではないのでしょうか。
(文：研究協力課 西野 昭恵)



フジ子・ヘミング

京都嵯峨
天龍寺塔頭

★ 西野さんへ

3月をもって定年退職されましたが、永きに亘りお勤めご苦労様でした。西野さんには、知的財産本部が発足した時から、色々とお世話になり、大変ありがとうございました。(知的財産本部一同)



待望の研究ノートが遂に完成！

山口大学と事務機器メーカーとで共同開発した研究ノート(RESEARCH LAB NOTEBOOK)は、ページ毎に研究月日等を記入し、研究の進捗状況を上司等第三者が認証するサイン欄を設けています。しかもページの中抜きや改ざん防止のための特殊な連続手段が用いられる等の種々の工夫がされており、発明者の権利を守る有効な証拠資料になるでしょう。この研究ノートは4月から全国の大学生協や文具店で販売されており、今後、広く普及することが期待されます。



知的財産本部はあなたの
発明を守る支援隊です

編集局長

佐田 洋一郎

監修・編集長

加納 好昭

企画・構成・編集

坂野 文恵

発行所・お問い合わせ

山口大学知的財産本部

〒755-8611

山口県宇部市常盤台2-16-1

TEL (0836) 85-9966

FAX (0836) 85-9967

E-mail

chizai@yamaguchi-u.ac.jp

ホームページ

http://www.chizai.yamaguchi-u.ac.jp